

【韓国】 119 救助及び救急に関する法律の制定

海外立法情報課・藤原 夏人

* 韓国の救急救助の緊急用電話番号は、日本と同じく「119」である。2009 年 2 月 16 日、議員立法により、消防及び救急体制の強化を目的とした「119 救助及び救急に関する法律案」が国会に発議され、2011 年 2 月 18 日、本会議で可決された。

制定の背景

韓国における救急救助サービスへの需要は年々高まっているが、有資格者の隊員の不足、山間僻地島嶼地域における対応、対テロ、対放射能等の特殊な状況下での対応等に様々な課題を抱えていることが指摘されている。従来、救急救助隊の編成、運用等については消防基本法等に規定されていたが、救急救助体制の拡充のための法的基盤が未整備であったため、体系的な教育システムの構築等を図ることが困難であった。加えて最近では、隊員への暴行事件の発生や、単純な開錠等の危急でない事態への出動要請等により、本来サービスを必要としている利用者へ十分なサービスができない状況も発生している。このような状況を背景に、2011 年 3 月 8 日、「119 救助及び救急に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、同年 9 月 9 日に施行された。

法の概要

法は、全 6 章（本則 30 か条及び附則 5 か条）により構成されている。救急救助に関する基本計画の策定及び実施、隊員の専門性強化等が規定されると共に、これまで別々に運用されていた救助隊（消防隊に相当）と救急隊の統合運用についても規定された。概要は以下のとおりである。

○国等の責務（第 3 条）

国及び地方公共団体は、救急救助に関連する新技術の研究開発及び救急救助サービスの質を向上させるための施策を講じ、サービス基盤を整備しなければならない。

○国民の権利及び義務（第 4 条）

何人も、危急の事態に直面したときは、国及び地方公共団体からの迅速な救急救助を受けて安全な生活を営む権利を有する。他方、救助を要する者を発見したときは、遅滞なく関係機関に通報しなければならない。

○救助及び救急基本計画及び執行計画（第 6 条）

消防防災庁長官（以下「長官」という。）は、第 3 条の国の責務を遂行するため、関係中央行政機関の長と協議し、救急救助基本計画を策定し、実施すると共に、基本計画に基づいた救急救助執行計画を毎年策定し、実施しなければならない。また長官は、基本計画及び執行計画を国会の所管常任委員会に提出しなければならない。

○国際救助隊の編成及び運用（第 9 条）

長官は国外で大規模災害等が発生したとき、在外国民の保護又は災害発生国の国民に対する救助活動のため、国際救助隊を編成し、運用しなければならない。

○救助及び救急隊の統合編成及び運用（第 11 条）

長官、消防本部長及び消防署長（以下「長官等」という。）は、救助隊及び救急隊を統合して編成することができる。

○航空救急救助隊の編成及び運用（第 12 条）

長官又は消防本部長は、超高層建築物等での救助及び島嶼僻地における救急患者の医療機関移送のために航空救急救助隊を編成し、運用する。

○救助及び救急活動（第 13 条）

長官等は、危急の事態が発生したときは、救急救助隊を現地に迅速に出動させ、必要な活動をさせなければならない。他方、危急の事態ではないときは出動させないことができる。また、何人も救急救助活動を妨害してはならない。

○関連機関との協力（第 14 条）

長官等は、救急救助活動に必要なときは、地方公共団体の長に協力を要請でき、地方公共団体の長は特別な事由がない限り、要請に従わなければならない。

○救助及び救急活動のための緊急措置（第 15 条）

長官等は、救急救助活動に必要なときは、他人の土地、建物等への出入り、一時使用、使用制限、処分等を行うことができる。

○救助及び救急隊員の専門性強化等（第 25 条）

長官は、国民に質の高い救急救助サービスを提供し、かつ、救急救助隊員の養成及び技術向上を図るため、必要な教育訓練プログラムを実施しなければならない。

○妨害者等に対する罰則（第 28 条～第 30 条）

救急救助を妨害したときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。第 15 条による他人の土地、建物等への出入り等を拒否又は妨害したときは 300 万ウォン以下の罰金に処する。また虚偽の通報は 200 万ウォン以下の過料を課す。

不必要な出動及び隊員への暴力行為に対する対応を強化

隊員の暴力被害を減らすため、消防防災庁は 2010 年までに、すべての救急車への監視カメラ設置を完了した。今回の法制定により、救急救助活動の妨害に対する罰則が強化されたことで、被害をさらに減らすことができると同庁は期待している。

また、出動要請の拒絶事由の規定が「救助隊及び救急隊の編成及び運用等に関する規則」（行政安全部令）から「119 救助及び救急に関する法律施行令」（大統領令）に格上げされたことで、同庁は不要不急な出動要請を拒否する姿勢を明確に打ち出しているが、出動を拒否する基準が明確でないため、実効性を疑問視する意見もある。

参考文献（インターネット情報は 2011 年 10 月 24 日現在である。）

・「119 구조·구급에 관한 법률안」(119 救助及び救急に関する法律案) <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C0Y9P0Z2Y1E6A1K0Q5M6W2D9V1X5B8>